

株式譲渡契約書

(以下「売主」という。)と株式会社神明ホールディングス(以下「買主」という。)とは、東京中央青果株式会社(以下「対象会社」という。)の普通株式の譲渡に関し、次のとおり株式譲渡契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (株式の譲渡)

1. 売主は、本契約の規定に基づき、譲渡実行日において、買主に対し、対象会社の普通株式(以下「本件株式」という。)を売り渡し、買主はこれを買受ける(以下「本件株式譲渡」という。)
2. 譲渡実行日は、2021年2月26日又は売主と買主とで別途合意した日(以下「譲渡日」という。)とする。

第2条 (譲渡代金)

本件株式の譲渡代金は、合計金 〇〇〇〇〇〇〇 円(以下「本件譲渡代金」という。)とする。

第3条 (譲渡の実行)

1. 買主は、譲渡日において、売主に対し、本件譲渡代金を、売主が譲渡日の3営業日前までに書面又は電子メールで指定する銀行口座に振込送金する方法で支払う。なお、振込手数料は買主の負担とする。
2. 売主は、本契約締結以降、譲渡日までの買主が要請する時までに、本件株式譲渡に係る株式名義書換請求書に売主が署名押印したもの(売主が対象会社に対して届出印を提出している場合には届出印によって押印したものに限る。)を買主に対して引き渡すものとする。なお、売主は、譲渡日の前後を問わず、本件株式譲渡の実行を完了させるために必要な行為(対象会社が所定の様式による株式名義書換請求書の作成を買主に対して要請した場合において当該書類の作成に協力すること等を含むがこれに限られない。)について、買主に対して最大限の協力をするものとする。

第4条 (表明及び保証)

売主は、買主に対し、以下に規定される事項が、本契約締結日及び譲渡日時点において、真実かつ正確であることを表明し保証する。

- (1) 売主は、本契約の締結及び本契約に基づく本件株式譲渡の実行について、自己の名で行うために必要な権利能力及び行為能力を有している。
- (2) 売主は、本件株式のすべてを適法かつ有効に取得し、適法に保有しており、また、対象会社の株主名簿上、株主として記載されており、その名義上及び実質上の株主であり、株主としての地位を対象会社及び第三者に対し対抗可能である。
- (3) 売主は、本件株式のすべて及びこれを構成する自益権、共益権、処分権その他の株主権について、完全かつ実質的な地位及び権利並びにこれらに関する一切の処分権限を有しており、第三者に対する譲渡、質権・譲渡担保権等の担保権の設定、信託の設定、その他譲渡日後の買主による自由な処分又は株主権の行使を制限するおそれのある処分を行っておらず、売主にかかる処分を義務付ける合意も存在しない。

第5条 (秘密保持)

1. 各当事者は、本契約締結後、本契約締結に至る交渉経緯、本契約締結の事実、本契約の内容及び本契約の履行に際して知り得た相手方当事者に関する全ての情報（以下「秘密情報」という）につき厳にその秘密を保持し、本契約の目的以外に使用してはならない。各当事者は、その役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の関係者でかかる情報に接する機会のある者（以下「関係者」と総称する。）を除き、相手方当事者からの事前の書面による同意なく、第三者に対し秘密情報を開示、漏洩しないものとする。但し、以下の情報についてはこの限りではない。
 - ① 相手方から受領した時点で公知であったもの
 - ② 相手方から受領した後、受領した当事者（以下「受領当事者」という。）の責によらずして公知となった情報
 - ③ 相手方から受領した時点より以前において受領当事者が保有していた情報
 - ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - ⑤ 受領当事者が秘密情報によらずに独自に開発した情報
2. 各当事者は、前項に定める関係者に対して、それぞれ本条の規定を遵守させることについて一切の責任を負うものとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、各当事者は、(i)法令若しくは金融商品取引所の規則に基づき開示をすることが必要な場合、(ii)買主が対象会社の株式の買受けを進めるに当たり必要と判断した場合、又は(iii)裁判所、金融庁、財務局、金融商品取引所若しくは関連する官公庁その他の公的機関その他正当な権限を有する者から開示を要請された場合には、秘密情報を開示することができる。但し、いずれの場合であっても、開示される情報の範囲が最小限となるよう、開示を要請された当事者は合理的手段を講じなければならない。

第6条 (完全合意)

本契約は、本契約の主題事項に関する両当事者間の完全かつ最終の合意を構成するものであり、書面であると口頭であるとを問わず、かかる主題事項に関する従前のすべての契約、合意、約束および約定（予約契約を除く。）は、無効とする。

第7条 (管轄裁判所)

各当事者は、本契約に関連する一切の紛争について、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上の合意を証するため、本契約書を2通作成し、記名捺印のうえ、買主及び売主が各1通所持するものとする。

年 月 日

売 主： 印

買 主：兵庫県神戸市中央区栄町通6-1-21 神明ビル
株式会社神明ホールディングス
代表取締役社長 藤尾 益雄